

第 11 章 チリにおける貿易自由化、発展、政策¹

ロナルド・フィッシャー

はじめに

国が天然資源をベースにして成長、発展できるかという点について、疑問を唱える人がいる。これは非常に重要な問いかけである。成長発展できないというならば、チリがこの 25 年間に歩んできた発展の道筋は間違っていることになる。そして、発展途上国では、他の分野を犠牲にして特定の分野をサポートする産業政策が必要となる。残念なことに、国家による経済への介入や一般的な保護政策（産業政策の自然な結果）といったチリの経験はネガティブなものであった。従って、疑問に対する答えはその方向にはないことになる。このことは、政策策定者にとってジレンマとなっている。というのも産業政策はチリでは機能しない一方で、非介入政策では経済発展しないという主張があるからである。

ここで、私はこのジレンマには根拠がないことを強調したい。天然資源の豊富な国は貧困のままでいるよう運命づけられていると信じるに足る理由はない。Sachs and Warner (1995) は、「天然資源の呪い」について記し、天然資源に呪われた国は成長率が低いという証拠を示した。私は、天然資源は成長率にマイナスの影響を及ぼすが、それは国家による介入による影響が原因であるという Lane and Tornell (1995) の指摘が正しいと考えている。つまり、天然資源が豊富であると（政治的過程を通じて）成長と矛盾する政策が生み出されるということだ²。国家による介入がほとんどない自由主義政策、簡素で限定的な規制、そして自由貿易志向は、天然資源のある国々の発展を遅らせはしなかった。

この論文における論点の一つは、チリの政策策定者が抱いている沈滞感や不満の要因の一部は、この 4 年間輸出が伸び悩んでいることにある。政策策定者は、もしかしたら天然資源輸出をベースとした成長が限界に達したのではないかと思い始めた。ところが、輸出の伸び悩みは、成長が限界を迎えたためというよりは、為替レートの増価に関連しているもので、為替減価が 2 年続き 2000 年の輸出は急増した。これから、この悲観主義が克服されたことを示したい。技術と天然資源を創造的な方法で組み合わせた新しい輸出セクターの例や、サケなどの新しく成熟した産業が輸出の限界を迎えても新たに発展の余地がある例を示す。

よって本章では、政府が経済にあまり介入せず、規制が技術革新を抑制しない限りは、チリの成長見通しに対して非常に楽観視している。

本章では、第 1 節、第 2 節でこの 30 年間のチリの貿易政策史を振り返ったのち、現在の貿易政策について分析する。そして、天然資源をベースとした発展への批判について考え、

¹ Patricio Meller 氏にアドバイスをいただいたことに感謝の意を表したい。Ricardo Carrasco 氏から情報を提供していただき、厚く感謝する。また、Andrés Pardo 氏からは現在の貿易データを提供していただいた。本論文の所見は、私の個人的なものである。

² そのような国は、産業政策や保護主義をとる傾向がある。Sachs and Warner (1995) からの引用。

発展には選択肢があまりないことを主張する。続く第3節では、最近成熟した輸出セクターと成長途上の輸出セクターについてのケース・スタディを簡単に紹介する。そして最後に結論を述べる。

1. チリの自由化政策小史³

この四半世紀におけるチリの貿易政策と、特に最近のジレンマを理解するには、輸入代替期を振り返る必要がある。輸入代替政策は、アジェンデ政権を倒壊させたクーデターとともに終わった。1973年、不適切な経済政策が深刻な政治問題と重なり、チリ経済はカオスにあった。経済危機の種は、1930年代半ばに既に蒔かれていた。当時、チリは外向的発展モデルと決別して輸入代替体制へと移行した。輸入代替は初めの頃は結構うまく行っていたが、1960年代、成長が徐々に鈍化し銅市場のパフォーマンスに依存するようになると、諸般の問題を抱えるようになった。低成長によって社会的プレッシャーが生まれ、国は非常に不安定な状態になった。更にこれに民間投資を抑圧するというアジェンデ政権の経済政策も加わった。1973年9月のクーデター後、チリは経済自由化プログラムに乗り出し、輸出指向型経済政策へ回帰した。

表1：実効保護率の推移（％）

	1961	1967	1975	1979
平均	133	168	90	13
標準偏差	117	282	33	2
範囲	488	1127	137	7

出所：Hachette(2000)

表1から分かるように、1979年以前の経済は、高くて品目ごとにばらばらな実効保護率によって歪められていた。さらに、1970-73年は、輸入の関税品目の56%はCIF価格の10,000%の事前デポジットが求められ⁴、残りの関税品目は輸入ライセンスを取得するための根拠のはっきりしない手続きが必要であった。クーデター後、経済は自由化の局面を迎え、基本的には1975年までにはほとんどの非関税障壁は撤廃された。さらに、関税率が引き下げられ、品目ごとの関税率のばらつきも縮小した。関税率の最頻値と最高値については表2に記載されている。1975年には、関税率と品目ごとの関税率のばらつきは大幅に縮小した。この年チリでは激しい景気後退（GDPが15%以上縮小）となり、輸入代替に特化していた多数の企業が倒産した。1975年以降1982年まで高い成長率ながらも不安定な成長を続けたが、1982年には、為替レートの調整不良によって経済危機が生じ、軍事独裁政権があわや倒壊しそうになった。

³ 本セクションのデータは、主にHachette(2000)から引用している。

⁴ インフレが100%をはるかに超えていた当時、デポジットの利子はゼロであった。

表 2：関税率（％）

	最高税率	最頻率
1973年9月	750	105
1973年12月	220	90
1975年1月	120	55
1975年8月	90	40
1977年8月	35	20
1979年6月	10	10
1983年3月	20	20
1984年9月	35	35
1985年6月	20	20
1991年1月	11	11

出所：Hachette(2000)

1975年以降、総じて貿易は大幅に増大した。1976年から1980年までの5年間の輸出の平均伸び率は12.0%を記録した。因みに1966 - 1970年は0.5%、1970 - 1975年は4.8%であった。輸出品の構成も大きく変化した。1970年に全輸出の約76%（1973年はもっと高かった）を占めていた銅は、1980年には全輸出の46.1%を占めるにとどまった。残りは、魚貝類（6%）、農産物（6%）、林産物（12.7%）であった。輸出品目は多様化し、輸入市場の地域も分散した。

実質為替レートが増価したことで輸出の高い伸びは急に止まり、1981年の輸出は20%以上減少し52億47百万ドルとなった一方、輸入は63億64百万ドルへと急増した。GDPの11%に達した貿易赤字は、外国資金の大量な流入により維持された⁵。外国の銀行が貸し出しを止めた時経済は崩壊し、1983年にはGDPは14.1%縮小、失業率は25%を超えるまで上昇し、多くの銀行や企業が倒産した。1985年になっても経済は回復せず、1981 - 1985年の平均GDP成長率はマイナス0.4%であった。これは、1人当たりの所得はもっと大きく落ち込んだことを意味している。1982年以降、企業寄り（即ち非テクノクラート）内閣が関税率を引き上げ（表2を参照）、アンチダンピング（AD）制度を導入した。

1985年にはテクノクラートの内閣が復帰し、関税率を再度引き下げた⁶。これに加えて実質為替レートの減価もあって輸出は再び伸び始め、1986 - 1998年にかけては毎年平均10.5%以上の伸びとなった。この時期大規模な銅山開発プロジェクトが展開され、銅輸出が急増したにもかかわらず、チリの輸出に占める銅の割合は1999年には38%にまで低下した⁷。

輸出の高い伸びは、*reintegro simplificado*（簡素払戻制度、訳者注：正式名称は非伝統産品輸出払戻金制度 = 末尾参照）つまり新しい輸出ラインへの輸出助成金という形に装いを変えた制度によって支えられていた。原則として、*reintegro*（払戻）とは、投入財へかかった関税額と海外販売に対する付加価値税分を返すものであるため、WTOで認められてい

⁵ Meller（1996）200ページ。

⁶ 政治的圧力を静めるため、テクノクラートは4つの農産物について「価格バンド制（bandas）」を導入した。これについては後ほど説明するが、直ぐに保護貿易の手段となった。

⁷ Andrés Pardo の論文からの最新データ。

る。*simplificado*（簡素）版が助成金となるのは、経理を必要としないためだ。つまり、新しく重要ではない輸出ラインにおいて、輸出業者は輸出FOB価額から一律関税率分を取り戻す⁸。総輸出額は、1990年に107億ドルであったのが1999年には156億ドル（1999年ドル価格）にまで伸びたが、輸出は実質為替レートが増価した1995年以降伸び悩んでいる⁹。輸出相手地域の構成はバランスがとれている。1998年の輸出のうち、ラテンアメリカ向けが約20%、NAFTA諸国向けが22%、EU向けが28%でアジア向けが26%（日本は全輸出の13%以上を占めている）を占めた¹⁰。

近年、チリは貿易政策に微妙な態度をとっている。一方で6%の一律関税に向けて関税率を引き下げているが、他方ではセーフガードや他の不測事態への保護策を使用し始め、農産物の価格バンド制度はさらに保護主義的になり、貿易に対する技術的障害や規格を貿易障壁として使用し始めたように見える。保護主義に関わるもう一つの問題として、90年代チリは自由貿易協定を締結する政策をとり始めたことがある。このことについてはまた直ぐに触れる。

2. 最近の貿易政策

この節では、1986年から1991年にかけてのチリの貿易政策は、若干の例外はあるものの一律関税率を低く引き下げ、非関税貿易障壁もほとんどないという開放政策の教科書のようなものであったことを記述する。1990年には貿易はGDPの50%以上を占めていた（WDR, 1993）。90年代初め、新しく成立した民主主義政権はメキシコのNAFTA加盟が認められたことに刺激されて、チリモデルに貿易ブロックの概念を含むよう賢明とはいえない手段を追加した。この政策の変更の意味については十分に分析されていたわけではなかったようだ¹¹。Hachette(2000)によると、政策変更にはいくつかの要因があった。それは、a) 貿易ブロックの外に置いていかれることへの不安、b) ピノチェト政権時代に国際社会ののけ者であった国が国際社会に復帰する「政治的」必要性、c) 軍事独裁政権の政策を何がしか変える政治的必要性、d) ユニラテラルな自由化から得られる利益はもう尽きており、輸出の次の段階（より工業化された製品や高付加価値製品の輸出）へ移行する方法は貿易ブロックに参加するしかないという認識、e) 協定の一般条項に例外を求める圧力団体からの政治的なサポートの可能性、などである¹²。

90年代初め、チリはNAFTAに加盟しようとしたが、アメリカに拒否されてしまった。アメリカは、はるかに重要なメキシコとの協定に精力を傾けるよう決めていたからである。これに対し、チリは協定をメキシコ（1992年、1998年に更新・拡充）とカナダ（1997年）

⁸ これは上手にデザインされた助成金であった。なぜならば、その関税ラインでの累計輸出価額が10百万ドルを超えると確実にこの制度の適用対象からはずれるため、受領国に対して実際にはほとんど被害を与えなかったからだ。

⁹ 99年から2000年9月までは、このところの輸出の伸び悩み傾向は中断し、輸出は19%伸びた。これは、最近の実質為替レートの減価によるものと考えられる。データはチリ中央銀行。

¹⁰ Hachette(2000)。

¹¹ 貿易ブロックのメリットとデメリットについての最新の分析は世界銀行(2000)を参照。

¹² 90年代当時、他にf) 外務省の役人に仕事を提供する必要性、という理由もあった。

と締結した。しかしその過程でチリは、ボリビア、ベネズエラ、コスタ・リカ、エル・サルバドル、パナマ、コロンビア、エクアドル、ペルー、キューバ、FTAA、それに何よりも重要なメルコスールとの自由貿易協定の締結を決定した。これらの協定の多くにはあまり目的はなかったようである。というのも、二国間の貿易があまり活発でなかったり（コスタ・リカ、エル・サルバドル、パナマ）、協定の例外品目が取引品目のかなりの部分に相当するなどあまりにも多かったり（ボリビア、ペルー、ベネズエラ、最初のメキシコとの協定など）したからである¹³。

チリにとって最も重要なブロックはメルコスールだろう。メルコスール加盟国はチリの完全参加を望んでいるが、ゆるい FTA という形でチリはメルコスールに準加盟した。完全加盟しなかった理由はいろいろあるが、アルゼンチンとブラジルという主要加盟国の態度を抑える制度的環境がなかったことが最も大きい。両国は約束を破るという歴史があり、他のメルコスール加盟国に対して違法な貿易障壁をしばしば押しつけている¹⁴。さらに、世界銀行（2000）などでは、関税同盟の利点の一つに、ほかの貿易ブロックともっと効果的に交渉できるということをあげている。残念なことに、この交渉の際にはブロック内で共通の目的を持つことが必要とされる。メルコスール諸国間で輸出構成に相違があるなか、特にチリのような国にはこのケースは当てはまらない。チリの貿易パターンはブラジルとのみ一致し、その規模はブラジルの輸出と比べほんのわずかであるためである。他の点では関連性はないが共通の立場をとっている国々の場合は、関税同盟を通じた交渉の利点を認識することができる。例えば農産物輸出におけるケアンズ・グループ（アルゼンチン、ブラジル、チリ、ニュージーランド、オーストラリアを含む）のようにである。

2-1 チリの貿易の歪み

前述したように、90年代初めチリは低い一律関税で、例外も非関税障壁（NTB）もほとんどなく、貿易理論を最高の形で適用した。現在の状況はやや異なっている。関税は依然として低い（実際には平均でみて以前よりも更に低い）が、このことにより、原産地や製品自体によって実効税率が異なっていることが隠されてしまっている。この関税構造は FTA の 10 年の結果である。幸運なことに、低い関税によって貿易歪曲があまり大きなものにはなっていない。

残念なことに、チリは、セーフガード、アンチダンピング、国境での植物検疫規制や行政措置など、さまざまなタイプの非関税障壁を導入し始めた。

2-1-1 価格バンド制

¹³ Pablo Serra（筆者との会話で）は、典型的な FTA では、協定により利益を得、その結果厚生を増す品目は全て例外品目となっていると主張している。その理由は、価格の変化に応じて生産要素が再配分される時、つまりいくつかの産業が縮小したり消滅したりするときに貿易の利益効果は最大となる。ところが例外はこの効果を妨げようとするため、自由化は通常、一方の国が生産しておらず、協定締結前に世界市場から調達している製品を対象とする。従って、この主張によると FTA は貿易を迂回させることになる。世界銀行（2000）27 ページでも同様の指摘がある。

¹⁴ これらの障壁にはアルゼンチンの「統計税」、Pacto Andino（アンデス・グループ）とのブラジルの FTA 交渉開始、ブラジルの行政措置などがある。

チリは、政治的にセンシティブな中南部地方(穀倉地帯)での政治圧力を緩和するため、農産物の価格バンド制を採用した。この制度は、小麦、砂糖、植物油を対象とした¹⁵。これらの商品では国際価格の変動が農民にあまりにも大きなコストをかけること、そして国際価格が低いときに政府が関税率を引き上げ、高いときには一律関税率よりも低く下げるという(保護の観点で)中立的なバンドは、保護主義的なものではなく、価格の変動を緩和するもので、農民の厚生を増すと主張されている。残念なことに、このメカニズムは適正には機能しなかった。農民の圧力団体は国際価格が高いときバンドの操作を妨げ、バンドを算出する行政機関に影響を与えたのだ。さらに、適用される最低関税率はゼロであるが、最高関税率はチリに認められた譲許関税率であったため、決して価格の上下に対し対称的な制度ではなかった¹⁶。バンドは、チリの輸出業者にとっての生産要素コストの上昇と消費者に対して価格の上昇という農業の状況を恒久的に特徴付けるものとなった。もっとも世界の農産物市場は先進国によって歪められ、途上国の生産者にとって不公平であることは事実ではある。これは保護が誤った政策であることを意味している。

2-1-2 セーフガード

最近までチリにはセーフガードに関する法制度はなかったが、チリのほとんどのまじめなエコノミストの反対を押し切って成立した。圧力団体がこの強力な保護手段を支配すると、エコノミストたちが恐れていたことが直ちに現実のものとなった。例えば、1999年にウルグアイラウンドでチリが合意した譲許関税率31.5%を上回って保護できるように、バンドで保護している商品にセーフガードが適用された¹⁷。結局、砂糖の保護率は実に100%を超えるものになってしまった。もちろん、現在政府は、譲許関税率を再交渉する時間を稼ぐためにこれらのセーフガードの拡大を再交渉している。再び、まじめなエコノミストのほとんどは、この政策に反対する嘆願書に署名した。なぜならば、通常強力な圧力団体は論理的主張に対して政治ゲームで勝利するからである。ここで興味深いことは、砂糖精製はチリでは独占であるため利益は集中される。砂糖精製独占業者は、もし保護がなくなったら小規模農家への貸出を回収し、「チリで最大の地主になる」と政府を脅かしている。植物油の場合は、チリ産は国内消費の10%に過ぎないが、消費者は国際価格よりも65%も高い価格を支払わなければならない。政府が特に反応を示さない一つの理由は、(バンドによる関税収入の大部分を予算に組み入れようと考えている)財務省が、いかなる政策の変更も政治的に影響力を持つ農民へ補助金を出すことにつながると感じていることにある。

この10年間で小規模に組織された圧力団体が及ぼす影響は大きなものとなった。というのも、政治家は洞察力に欠け、問題を最も簡単な方法で短期間に解決しようとしたため、

¹⁵ のちに小麦粉についてもバンド制が適用されることとなった。というのも、小麦のバンド制により小麦価格が高くなり、小麦粉がアルゼンチンからの輸入に競争できず、製粉業者が被害を被ったためである。

¹⁶ 90年代初め一律関税は11%で、保護製品への譲許関税は31.5%であった。これは、価格が下がる一般的な確率を考えると、このセクターでの期待保護率は11%以上であることを意味する。バンドは中立というより保護的であった。しかし、このセクターは譲許関税よりもはるかに高い保護を得ようとした。

¹⁷ 輸入の急増や地元産業への損失に関する証拠はなかった。セーフガードは政治レベルで決定され、決定前に開かれる公聴会は形式的なものにすぎない。

ミクロの良い政策策定に対しての評判が下がり、圧力団体にはやさしいという評判を獲得したからである¹⁸。

ニュージーランドとの FTA 締結に失敗したことは、圧力団体の影響を実証する極端な例であるといえる。両国とも農産物輸出業者のケアンズ・グループに加盟し、貿易スタンスも類似する点が多かったにもかかわらず、チリの牛乳生産者の圧力によって 2 回も失敗してしまった。

2-1-3 アンチダンピング規制

チリは WTO に加盟しているため、アンチダンピング手続きはアンチダンピング協定に従う。にもかかわらず、ほかの国でも共通して見られるように、この 2、3 年でアンチダンピング関税を容易に課せるような変更を取り入れた。最も影響のあった変更点は、申し立てられたダンピング事例を調査、判定する委員会（ここではまたセーフガードの適用も決定する）に農業省の代表を含めたことであった。興味深いことに、チリにおける農場規模と土地をベースとする輸出（果物輸出が 13.8 億ドル、林産物輸出が約 20 億ドル、ワイン輸出が 6 億ドル以上であり、もしチリが輸入と競合する農業を保護すると、これら全てが NTB 貿易規制に直面する可能性がある）を考えると、農業省は輸入代替圧力団体 その経済的重要性ははるかに小さくとも の指示に従う。農業省の代表は、上記判定委員会で唯一明確な政策を持つメンバーであるため、農業省の意向が採択を左右し、保護策を承認する傾向が強まっている。

2-1-4 衛生植物検疫規制

1947 年の発足以来、当初の GATT 協定は、規格と基準は保護の目的で使用すべきではないと定めている¹⁹。元々の GATT 協定では、ある国が規則に違反しているかどうかを確認する効果的なメカニズムが欠けていたため、保護的な規格の使用を防げなかった。さらに、規格の設定は各国の特権であり、それを規制することはその国の主権の侵害に当たると主張されていた。GATT の規定は効力がなかったことから、WTO は規格の使用に関してより厳しい規則を定め、不正な使用に対し訴えやすくなった。

チリは、近隣諸国のみならずアメリカからの農産物輸入さえも排除するために植物検疫規制を使用した。チリ国内で消費されずに再輸出され（例えばアルゼンチンからのレモンなど）、領内を通過するだけの輸出ですら、この問題に直面した。というのも、チリの農民が、その地域には存在しないかあるいは根絶されている疫病が入ってくる恐れがあるとクレームをつけたからである。この最も良い例は、これから記述する肉の輸入のケースかもしれない。

¹⁸ わずかではあるが、政府が保護的圧力団体に抵抗しようとした例もあったが、経済における国家の補完的役割について反対され、ポピュリストなどの反対者の支持を得られなかった。

¹⁹ この規制があるにもかかわらず、1947 年の第 1 回 GATT ラウンドでは、基準と規格は市場や抜け穴を「秩序づける」のに使用できると定めた。例えば米国の収穫時期にチリ産ブドウが参入することを防ぐために、悪評に値するような市場の秩序づけが認められている。

2-1-5 アルゼンチン産の肉と口蹄疫²⁰

過去 20 年間にわたりチリは口蹄疫や地中海ミバエといった農産物の疫病の根絶に取り組んできた結果、チリは農産物を衛生基準の厳しい国に対しても輸出できるようになった。ほとんどの場合疫病をなくすことは国にとって有益であるが、疫病根絶が保護的措置として解釈されるケースもある。チリが多くの資源を費やして口蹄疫を根絶したことを考えると、口蹄疫はアルゼンチンの風土病であるといえよう²¹。政策の目的は、チリが牛肉を輸出できるように口蹄疫をなくすことであった。ところが、この政策は長年実行されてきたが、チリは肉をわずかししか輸出してこなかった。チリは牛肉生産において比較優位がない国なので、これは理解し得ることである。ところが、衛生植物検疫規制を理由に生きている牛の輸入を阻止し、アルゼンチンからの肉の輸入を削減する政策をとった。最近になって真空パックされた骨なし牛肉をアルゼンチンから輸入することが可能になり、チリの牛肉生産者から多くの不満の声があがった。このように、口蹄疫をなくす努力は、アルゼンチン牛肉の輸入を抑えるメカニズムであるとも考えられる。さらに、アルゼンチンやその他の近隣諸国はこの疫病を根絶したため、輸出は再び増大した。これに対して、チリでは肉の格付けについて基準外の方法を採用したので、アルゼンチン（とアメリカ）の牛肉生産者は、これは貿易の技術的障害に当たると批判している²²。実際、農業圧力団体のあるテクニカルアドバイザーは、私との個人的な会話において、それまで輸入を抑えられなかったのが、それが規制の目的であった、と告白している。従って、口蹄疫が再びアルゼンチンで発見されると、農業圧力団体はおおいに喜んだのである。

2-2 その他の国

保護を目的として、関税の代わりに非関税障壁を用いている国はチリだけではない。表 3 に、ラテンアメリカ諸国の規制の例を挙げた²³。

²⁰ Fischer (2001) より

²¹ アルゼンチンと細長いチリとの国境地帯は、数千キロもの人口過疎地域である。定期的に密輸される牛がチリの家畜に病気をうつす。こういうことが生じると、伝染を阻止するために近郊にいる牛の全て破棄しなければならない。

²² 保護政策の結果ではあったが、口蹄疫をなくしたことはチリにとってプラスの外部効果を生み出したと考えられる。チリが近隣諸国からくる風土病の駆除に努めた結果、チリの植物検疫メカニズムへの信頼が高まり、輸入諸国はチリへの植物検疫要件の緩和をしようとしている。

表3：ラテンアメリカにおける非関税障壁

措置	国
輸入手続き ・ 輸入と税関制限 ・ 輸入免許 ・ その他の税や料金 ・ 付加価値税やその他の税の前払い 予期せぬ関税の引き上げ アンチダンピングと相殺措置 セーフガード 傾斜関税	エル・サルバドル、パラグアイ、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ メルコスール（特にブラジル） メキシコ、アルゼンチン ブラジル、チリ（最近） エル・サルバドル、メルコスール、メキシコ
関税割当 表示要件 衛生植物検疫規制 特別農産物保護	エル・サルバドル、メキシコ メキシコ、チリ チリ、メキシコ、ブラジル 全ての国

資料：Fischer and Meller (2001) より。

さらに、チリは、以下の例にあるような他の国の非関税障壁に直面している²⁴。

1. 木箱入りの生鮮果物輸出を禁止し、包装材料のリサイクルを定めた法（ドイツの Töpfer 法）。その結果、輸出コストが大幅に増大し、木箱生産に携わる企業の倒産が増大している。
2. 青酸カリに汚染された可能性のある 2 個のぶどうが発見されたことによる、アメリカへのチリ産果物輸出の一時的禁止措置。
3. メキシコへの魚粉輸出に関してのダンピングと衛生植物検疫問題の申し立て。メキシコとチリはそのとき既に自由貿易協定を締結したばかりだった。
4. アメリカへのサケ輸出に影響を及ぼすダンピングの申し立て。サケは、近年最も成長した産業の一つである。ダンピングと認定されたが追加関税が非常に小さかったため、最終判定後も輸出は落ち込まなかった。ところが判決が下るまでの間、適用される可能性のあった高い関税率を恐れて輸出を抑制する必要があったので、非常に影響があった。
5. 木製モールディングをカナダに輸出する際の困難。というのも、カナダでは 1 つの木片で製造しなければならないという規格だが、チリでは短い木片を組み合わせで製造していた。
6. フランスへチリの帆立貝を *Coquilles Saint Jaques* というフランス語名で輸出することの不可。チリ産帆立貝はフランス語名でないため、価格が低くなること意味する²⁵。最終的に、WTO は輸出国チリの主張を支持した。
7. ベネズエラは、チリのワイン輸出業者がダンピングをしていると主張。これは、ワインを生産していない国の訳のわからない申立であった。最近になってこの主張は却下され

²³ Fischer and Meller (2001) より。

²⁴ 最初の 4 つの例は Fischer (2001) より。

²⁵ チリ産のものは *p doncles*（注：フランス語で「脚」という意味）という全く魅力に欠ける名前が付けられた。

た。

先進国は、通常発展途上国に対して公平でないことが多い。これまでに説明したように、先進国の農業部門における保護政策は、保護を求めるチリの農民がよく使う主張の一つである。先進国は付加価値品の輸入には傾斜関税を適用するなど、一般的に発展途上国に対してほとんどの「貿易のトリック」を使用している。以下の内容は、先進国が途上国に対して使用する非関税障壁の例である²⁶。

EU

EU は相当低い関税率を誇っているが、家禽、酪農製品、肉、穀類、砂糖、タバコなどいくつかの農産物では非常に高い関税をつけるなど、農業部門での関税は高い。前述したように、関税には、品目によりある程度の傾斜がつけられている。果物やその他の農産物には関税割当がある。EU は、繊維部門を始めアンチダンピング規制を常用している。安全性へのゼロ・リスク・アプローチや環境規制も、貿易障壁であるとみなされるかもしれない。さらに、新しい ISO 9000 と ISO 14000 基準によって途上国の小企業による EU 市場への輸出は困難さを増し、貿易に対する技術的障害の特徴の多くを有する。ヨーロッパは、ラテンアメリカ諸国の輸出品に対してさまざまな貿易摩擦を生み出してきた。例えば、エクアドル産と中央アメリカ産のバナナに対する差別は、アメリカ・EU 間に深刻な貿易摩擦を生んだ。ヨーロッパは、GATT の基本原則に反して、ワインを EU で認められた方法で製造することを要求するため、ワイン輸出も貿易摩擦を容易に生じうる。

アメリカ

アメリカは多くの点で市場が開かれているが、かなりの保護が残っている面がある。鉄鋼、ブラジル的大豆とオレンジ、コロンビアやチリのサケと花卉に対する無差別アンチダンピングや相殺補助金の申し立てや、突然の保護措置は、途上国の輸出業者に相当な不確実性をもたらしている。更に、外国の輸出業者に対してバイアスのかかった果物市場での秩序づけや、ランダムにみえる植物検疫規制の導入もみられる²⁷。アメリカの突然の保護措置には、GATT 法令に矛盾すると思われる問題もある。ラテンアメリカ諸国の中には（メキシコは別であるが）、アメリカと FTA を締結する可能性のある国があるが、米国政府に「ファストトラック」権限がないことからその見通しは暗いものになった。麻薬撲滅に取り組んでいるかどうかアメリカがその国を認定する方法やその貿易への影響にも問題がある。同様に、知的所有権保護についてアメリカ独自の基準をあてはめる取り組みも途上国では問題であるとみなされている。というのも、それに従わないと制裁が加えられるからである。

日本

日本はかつて農産物の輸入を妨げる無数の行政措置を用いていた。植物検疫の手続きは

²⁶ Fischer (2001) より。

²⁷ 例えば、木は既に化学的に処理されていたものであったにもかかわらず、害虫の可能性からチリ産木材への輸入規制が行われた（のちに解除された）。

依然として複雑であるものの多くの貿易障壁が解消された。特定の品目に対しては高い関税が残されている。日本は、生鮮果物、野菜、その他園芸産品などに厳しい条件を付けているが、その多くには科学的な根拠がない。輸入された果物や花卉はしばしば燻蒸消毒され、商業的価値が失われてしまう。このことは輸出業者へのリスクを高め、効果的な貿易障壁となっている。スナック食品、アイスクリーム、フルーツジュース、糖菓などの加工食品が傾斜関税の対象となっている。靴などの部門は関税割当の保護を受けている一方で、付加価値のある木製品は傾斜関税で保護されている。行政手続きはやっかいで遅く、高い手数料をとる。日本も独自の時代遅れの基準を採用し、外国との競争を弱めるのに成功している。結論として、日本の経済政策が変わったことにより新しい形の保護は減ったが、途上国の輸出業者に対してはまだ大きな障壁が残存している。

この章の結論

ほとんどの国と比べれば、チリはまだ開放された国である。私の考えるところでは、現在の政策では断片的に保護主義の傾向が見られているので、国が今後誤った方向に進んでしまう可能性がある。チリ輸出のサクセス・ストーリーの代表であるワイン産業がリスクにさらされてしまうかもしれない場合があってもピスコ(訳者注:ブドウから作る蒸留酒。ピスコと比べ輸入ウイスキーに特別に高い税をかけていることでチリは EU に WTO 提訴され、結局税率を変更した) の場合のように、保護主義に反対する明らかなロビー活動はないようみえる²⁸。これは驚くべきことである。なぜならば、チリのバンド対象品目へのスタンスによっては、チリの林産品輸出がチリの FTA 締結相手国から規制を受けることにつながるからだ。

3. 発展と天然資源

この論文の主題の一つは、天然資源に基づく輸出が発展に対しての障害になるかどうかを考えることである。多くのエコノミストが主張してきたことによると、経済の発展を反映するものとして、発展プロセスには天然資源の輸出から工業製品そしてサービス輸出へ移行するという段階がある。この考えは、アルゼンチン人エコノミスト、ラウル・プレビシュ (Raúl Prebisch) に支えられて 1950 年代から 60 年代にかけてラテンアメリカカリブ経済委員会 (ECLAC) が主張する輸入代替化政策へ結び付いた。前述したように、残念ながらこれらの政策は 60 年代には停滞をもたらし、70、80 年代のラテンアメリカにおける危機の一つの源となってしまった。

これらの経験から学んだことの一つは、経済を開放することでより成長が導かれるということである。特に、チリのような小さい経済の場合、発展という梯子の次の段を登るためには何を輸出するのか、という疑問が持ち上がる。チリは天然資源が豊富で (労働力、農地やあらゆる形の資本は世界標準と比べ少ない) そのため天然資源輸出に経済が基づき続けるよう「運命づけ」られているから、これは特に問題となる。プレビッシュの見解に立つ者の幾人かは、チリは天然資源が豊富な故に先進国になるチャンスはないと結論付け

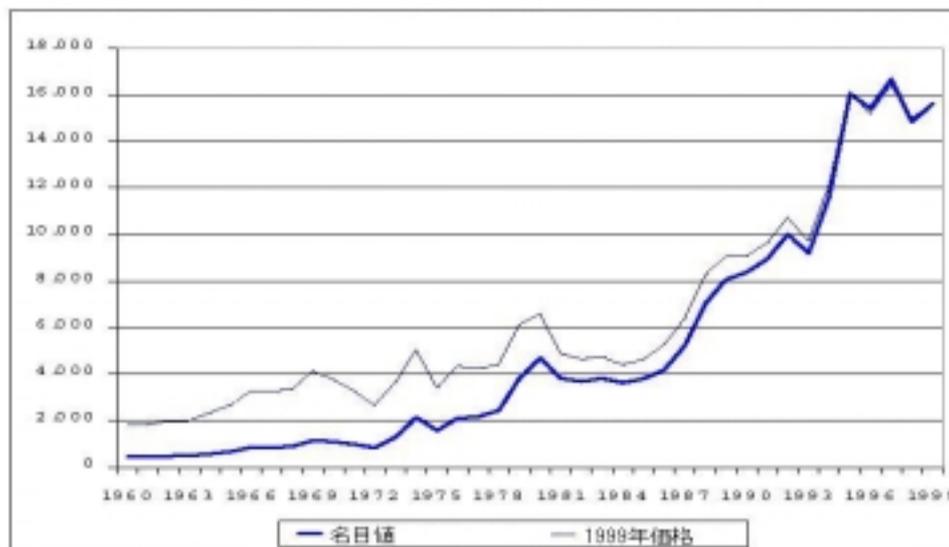
²⁸ ピスコの問題は今でもニュースになっている。Fischer (2001) を参照。

るだろう。

この見方で、政策策定者のなかには直接投資に関するチリのスタンス（無差別待遇）を変える提案、すなわちチリ国内でのハイテク企業の立地に助成する提案をしたり、発展に不可欠と思う分野への保護を提案したりする者が現れた²⁹。これは当然、発展促進に失敗した50年代や60年代の政策に逆戻りすることを意味する。私は、政策策定者が起業家の才能を過小評価していることが問題であると思う。政策策定者は、マクロ経済データをみているので、将来の輸出、技術革新や投資の方向性が分からない。さらに、彼らは将来のいかなる輸出も現在の輸出と同じタイプだと思い、チリが現在成功しているのと同様の輸出拡大は不可能だと思っているため、輸出が停滞することを恐れている。

この見解は一見納得できそうだが、私は間違っていると考えている。この見解は、図1にみられるように、90年代後半に見られた経済と輸出の減速に影響された面がある。輸出（およびGDP）の伸びの鈍化は現在の経済モデルの限界という恒久的な特徴であると主張する人もいる。一方で、この輸出の鈍化は1991-98年の為替増価が要因であるという意見がある。この見方は、大幅な為替レートの減価（1999年12月以降ドルに対して20%以上）の後、輸出の伸びは19%（2000年10月まで）になったという事実から確認できる。この見解が正しいとすると、落ち込んだ輸出の伸びを心配する理由はない。この解釈によると、チリと貿易相手国との生産性格差の伸びを超えて為替が増価すると、輸出は打撃を受ける。こうした見解に対し、環境上の制約で天然資源輸出を伸ばせないこと、しかも環境保護主義者の圧力によって輸入側が輸入拡大に反対するという批判がある。従って、こういった考えの人たちは特別なサポートメカニズムなしで、チリが外向的発展をどのように維持できるか疑問視している。

図1 1960年～89年のチリの輸出（百万ドル）



出所：中央銀行

²⁹ このほかにも最近では、R&Dへの支出を、現在のGDPの0.8%から1.5%以上にまで上昇させる提案がなされつつある。韓国などの発展に成功した国とは対照的に、チリ企業の研究費用は少なく、現在R&Dの約80%は政府によるものである。従って、この提案によれば、生産企業には関心のない研究を行う甘やかされた研究者の閉鎖的社會が生まれるであろう。

これに対して私が提案する回答は、次の項に記したケースに例示されている。私は、まず起業家はその国にある状況を利用し、ある部門で輸出がうまくいくと、他の輸出部門の発展に役立つような知識が生み出される点に注目した。それ故、90年代に発展し成熟した2つの輸出指向産業についてまず簡単に考察し、次に、現在発展途上にあり、やがて既存の成熟産業に取って代わるかもしれない産業について考察する。本節の最後で記述する幼稚産業は将来失敗に終わる可能性は絶えずあるが、チリが多くの束縛や規制に妨げられなければ、他の新しい産業が取って代わることに疑問の余地はない。注目すべき点は、新しく興りつつある産業と成熟した輸出指向産業との相互作用(知識や資源の観点での)は、60年代の経済分析の特徴であるリンケージのケースに相当することだ³⁰。最後に、これらの産業に必要な技術は割と高度であり、鮮魚(や魚の切り身)をチリからアメリカに輸出することは伝統的産業における輸出よりも付加価値が大きい点に注目する³¹。

3-1 サケ

10年前、サケの輸出は始まったばかりでサケ産業は幼稚な段階であった。養殖技術は、新しい商業技術の開発を目的とする民間の非営利団体、チリ財団(Fundación Chile)が開発した。チリ財団は、チリには長くて汚染されていない(南部の)海岸線があり、サケの疫病がないという、サケ養殖に最適な条件を誇っていることに気づいた³²。チリ財団は、最初にいくつかのセンターを設立し、他の会社に技術支援を行い、初期には技術セミナーの実施を支援した。サケの養殖が確立されると、財団はそのプラントを売却した(その利益は、後にサケほどは成功していないプロジェクトに投資した)。新しい企業が誕生し、生産もうなぎ登りに増えた。最新の見通しでは、2000年のサケの輸出は1999年と比べ30%以上増え10億ドルに達し、この部門は天然漁業よりも経済的に重要な地位を占めるのは時間の問題だとされている(図2参照)。

他の注目すべき点は、このような重要な産業が発展するためには、川上から川下に至る産業の長いチェーンを築く必要があることである。魚学者や魚医の育成、飼料産業の発展、薬品の流通システムの整備、サケが育ついかだ(ラフト)や養殖に関わる特殊設備などの副次的産業の整備などが必要である。サケの疫病についての研究や疫病のチリの環境への適合性についての研究も一部で行われている³³。にもかかわらず、サケの卵のほとんどは依然として輸入しており、専門家は外国の疫病が入ってくることを恐れている。生産以後の過程では、スモークサーモン産業、鮮魚用の冷凍技術やチリ南部の養殖場からニューヨークに24時間以内に運ぶ輸送網などの発展がある。このあとで説明するが、これらの専門的な知識の多くはカレイ(turbot)やアワビ(abalone)などの新しい産業に使用されてい

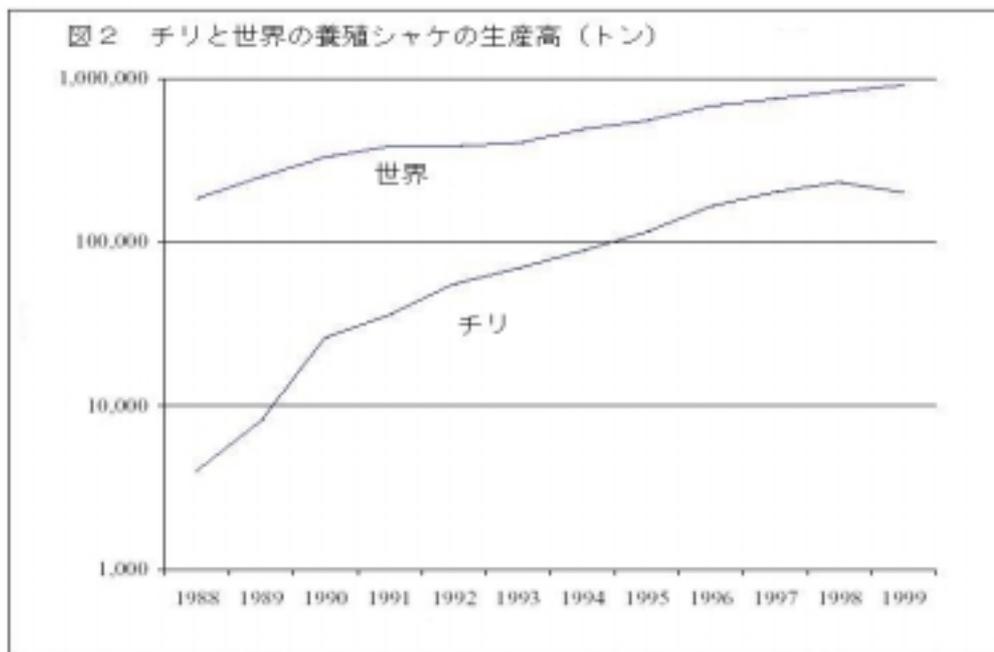
³⁰ 両者の相違点は、60年代の政策策定者は助成やその他の介入によってリンケージに影響を及ぼそうとしていたが、ここで記述する例では企業家精神が解き放たれた自然な結果ということである。

³¹ Meller and Saéz (1995)はこの点を強く主張している。

³² このほかに、養殖シャケの主なエサとなる魚粉を天然の漁場から得ることができるという利点も付け加えなければなるまい。

³³ 当初はチリ財団が行っていたが、現在はサケマス協会、地元の大学や大規模な企業が実施している。

る³⁴。



3-2 ワイン

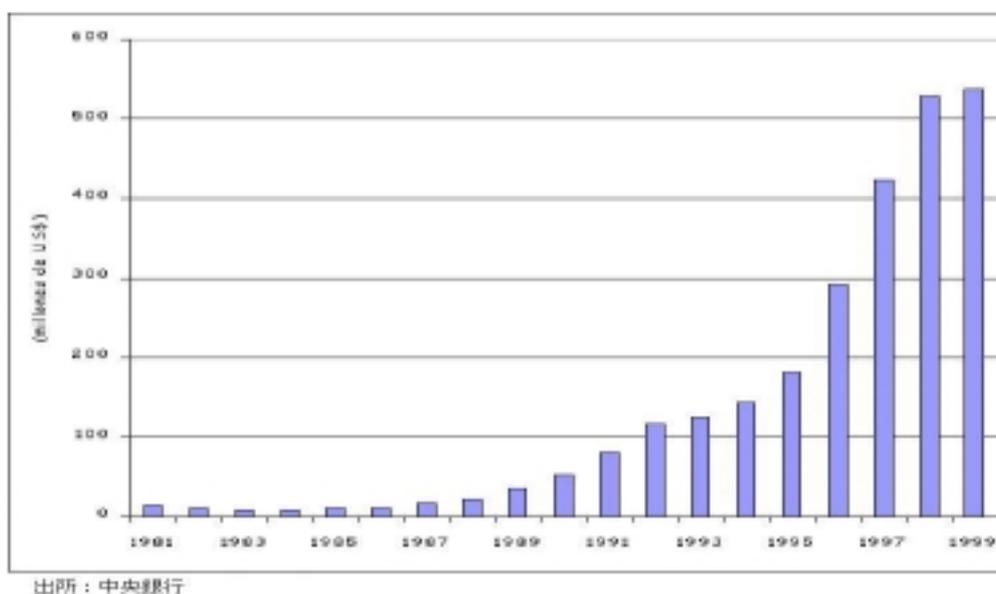
チリでは16世紀以降ワイン生産が伸びている。16世紀とは、スペイン人が到着してから100年もたっていない。その後の300年間、チリの気候に合った「国産種 (pais)」ブドウを使用して標準的な品質のワインが大量に生産された。19世紀になると、フランス文化の影響を受けた大地主が、赤ではカベルネ・ソービニオン、ピノ・ノール、メルロー、カルメネル、白ではシャルドネ、ソービニオン・ブラン、プチ・バードットなど、フランスの上質ブドウ木の輸入を始めた。同時に、これら地主たちはフランス式ワイン醸造という最新技術を輸入した。チリワインはワイン品評会でも評価され、広く知られるようになった。ところが輸入代替化の時期、アルコール税が導入され、1938年には新しいブドウ畑の開拓が禁止されると、その伝統は失われてしまった。チリでは70年代の終わりまで、純正だが平凡なワインの生産が続いた。

80年代初め、数名の企業家は、チリにはカリフォルニア、オーストラリアや南アフリカに劣らない良質ワインを産出する条件が備わっていることに気づいた。つまり、乾燥して日が照る夏に冷え込む夜や、温暖な冬という条件である。さらに、チリのブドウ畑は「ブドウネアブラムシ」の被害を受けていなかったため、接木されていないブドウ木は世界中でチリだけにしかなかった。(アメリカ、フランスやオーストラリアから)投資や新技術が流入し始め、それにつれてワイン生産に適した土地の価格が上昇した。ワイン技術は急速

³⁴ 記者注：チリにおけるシャケ養殖の成功には、日本の国際協力事業団 (JICA) による長年の技術協力が貢献したことは見逃せない。日本から持ち込んだ技術そのものでは成功しなかったものの、その過程で多くの人材が育成され、その後のシャケ養殖産業の発展に大きく貢献した。また、現在も貝類養殖等で技術協力が行われている。

にアップグレードし、古い樽は新しいステンレス製のものに置き換わった³⁵。ワイン醸造法を学ぶ生徒数も大幅に増大し、最新の技術を学んだ。従って、チリワインの質が向上し、国際品評会で再び評価されるようになったことは驚くことではない。輸出の伸びも期待され、現在は約6億ドルとなった(図3参照)。この段階でチリの輸出業者は成功しているが、現在は最も高価で最も有名なワインである、いわゆる超プレミアムワインを生産することに努めている。その理由は、超プレミアムワインの評判は同じブドウ畑で生産されたすべての銘柄に影響するため、良く知られた超プレミアムワインがあることは効果的なマーケティング手段になるからだ。これまでは、このニッチに割り込むことは不可能であった。この分野は世界中で激しい競争が行われており、主要市場では保護が働く可能性もある。それでもやはり、天然資源に関連した新しい高度な技術の開発分野の例といえよう。

図3 1981年～99年のワインの輸出(百万ドル)



3-3 ダンプ荷台

この分野は、天然資源をベースとした産業が存在することで製造業が発展した一例である。つまり、後方リンケージと呼ばれる例である。このケースでは、鉱業市場が存在すること、それから得られた経験を生かすことで、チリの小企業が大型採鉱ダンプ荷台(300トン)の世界市場において重要な一部を占めることができた。

チリは世界でも大きな鉱業部門を有する国の一つであり、これは特別な設備への需要も大きいことを意味する。大規模(従業員1000名)な同族企業である Dicsa 社(Distribuidores Cummins SA)は、かつて優れたメンテナンス部門を持つ鉱業設備の販売業者であった。90年代半ば、チリ人エンジニアである Cristian FEUereisen が新しい事業開発ユニットのマネ

³⁵ 良質のワインになると、ビン詰めの前に小さい新しいフランス製のオーク樽に貯蔵されるといふ段階が加わる。

ージャーであった。このユニットは、アメリカの高品質鋼鉄の生産者である Tricom 社の代理店となった。

その時点まで、採鉱ダンプ荷台は低品質鋼鉄で製造されており、鉱石がもたらす磨耗に対し、磨耗止めとしての敷きがねによってダンプ荷台を保護することが必須であった。その磨耗止めは低品質の鋼鉄製で、通常ほぼ毎年交換しなければならなかった。高品質鋼鉄の販路を探す際、FEUereisen はダンプ荷台の重量を落とすことで費用を大幅に削減でき、同時に磨耗止めの寿命も伸ばせることに気づいた。

このユニットは結構成功し、FEUereisen は雇用主に対し、磨耗止めなしの、高品質鋼鉄製の軽ダンプ荷台を新しく開発するのに1年間の許可と資金援助を求めた。このアイデアには、ダンプ荷台の重量を大幅に軽くし、毎回の運搬でより多くの鉱物を運べるという利点があった。採鉱プロセスにかかる費用を大幅に削減できるので、採鉱会社にとってそのモデルは非常に魅力的な計画になった。企業資金と自己資金を合わせ、プロトタイプを製作するのに30万ドルを費やした。

プロトタイプを製作したのち、コンセプトのテストのため Phelps Dodge 社が所有するチリの大鉱山、Candelaria 銅山のダンプトラックに装備した。数カ月後、ダンプ荷台はひび割れをおこしたが、幸いなことにそれは破損によるもので、基本的なコンセプトが間違っていたことを示したのではなかった³⁶。修理後、ダンプ荷台は不良になるまで1年以上使えた。その時まで、Phelps Dodge 社はプロジェクトに関心を示し、ダンプ荷台の次の改良バージョンも成功した。

一方で、1996 - 97年に、キャタピラー社がほぼ支配していた鉱業設備分野にコマツが参入してきた(コマツマイニングシステム社)。同社はダンプ荷台部門を除いて Dicsa 社を買収した。ダンプ荷台部門は会社から離れ、FEUereisen と Dicsa 社の元のオーナーが所有する Hiload 社となった。

1996 - 97年の間に、Phelps Dodge 社も説得され、10台のコマツトラックのために新しい軽ダンプ荷台を注文した。まだ若干の技術的な障害はあったもののその利点は十分に大きく、1998年には、新型軽ダンプ荷台を含む15台のトラックが Collahuasi 銅山に販売された。Pelambres 銅山もダンプ荷台を20台購入した。

1999年、Phelps Dodge 社が所有するアメリカの鉱山である Chino において、コマツとキャタピラー社が設計した軽ダンプ荷台と Hiload モデルとを比較するテストを行った。チリで設計されたものは、故障してもチリからのリモート・コントロールですぐに修理できたが、他のものはしばらくして破滅的な失敗となった。

1999年は鉱業部門にとって悪い年であった。投資がほとんどなくなり、Hiload 社も閉鎖されて休止中の状態となった。2000年には再開して96台の新型軽ダンプ荷台を販売し、同社によれば2001年には181台を販売する見通しである。販売価格は約14万ドルで、その技術は国際的に特許を得ている。ダンプ荷台の世界市場は年間約500 - 600台であるため、Hiload 社は同市場における有力企業となった。実際、Hiload 社の高品質鋼鉄需要は Thyssen 社といった鋼鉄生産大企業の高品質鋼鉄生産の10%に相当している。

³⁶ 磨耗止めなしで高品質鋼鉄を使用すること以外に、新しいダンプ荷台は、支柱として箱型棒の代わりにI型棒を使用している。

利用する側にとっての利点は非常に大きく、軽ダンプ荷台は約 6 ヶ月の稼働で元が取れる。Hiload 社は工場に約 200 万ドルしか投資していないが、その技術は非常に進んでおり、製造工程のほとんどが自動化されている。Hiload 社には 60 名の従業員しかおらず、非常に高い収益率を誇っている。

ここで注目すべき点は、この新製品は、天然資源の存在により大きな市場が存在することに密接に関連していることだ。日本やドイツのメーカーは、鉱業部門で求められている過酷な条件のなかで新型ダンプ荷台をテストするには、現場まで輸送しなければいけないのである。最後に、技術開発方法を学ぶために、鉱山という大規模な現場が近くにあるというアドバンテージを生かして、Hiload 社は競争に打ち勝つため技術開発に多大な力を注いでいる。

3-4 カレイ

カレイはヨーロッパ系の料理で良く使われる魚である。天然の漁場が枯渇しているため、フランス、スペイン、スコットランドでは養殖を始め、市場の 50% を供給している。数年前、新しい製品や技術をチリに（民間企業と連携して）導入しようと設立されたチリ財団は、カレイの養殖のためにヨーロッパの技術を購入した。その結果は思わしくなく、努力は失敗に終わったが、関係したいくつかの民間企業が（チリ財団と一緒に）新しい方法を試す決意をし、国産技術が開発された。現在、チリは 250 トンの新鮮なカレイを生産しており、これは世界全体の売上の 5% を占めている。

開発された技術には、卵、稚魚（14 グラム）から成魚（1.5 - 4 キロ）に至るまでのカレイのライフサイクル全体に関するものが含まれている。これは複雑な技術であり、海底の暗さを真似して暗くしたタンクで魚を育て、季節の変化を真似して明るさや温度条件を変える。会社は稚魚のための独自のエサを生産し、成魚のエサとして加工したサケのペレット（チリでは容易に入手可能）を購入している。

付随したビジネスとして、シーフード・チリ社は中国に稚魚を輸出しており、2000 年は 10 万匹、来年は 50 万匹の輸出を予定している。現在のプラント設備でのカレイの生産量は 300 トン程度と見積もられ、そのほとんどは 1 キロあたり 7.50 ドルの FOB 価格で輸出されている。収益性はあるものの、特に主要市場であるヨーロッパで 15% の関税と輸送費用がかかってしまうのでそれほどでもない。さらに、ヨーロッパでの生産が伸びたので、価格が下がっている。代替手段の開発にも力を入れており、会社は、チリ大学とワートン・スクールの協力を得ながら、チリの通産省にあたる CORFO が費用を半分持つ形で、アメリカ市場の需要調査をしている。

このケースでは、サケの養殖の成功によって得られた専門的技術と自信がカレイ養殖の技術の開発に役立った。さらに、今や海洋生物学者、養殖専門家、魚類の病気を専門とした魚医など、技術開発に必要な専門的技術を持った人を簡単に見つけることができる。

3-5 アワビ

アワビは草食の軟体動物であり、野生のものは乱獲されてしまっている。1968 年には 2.8 万トンが収穫されたが、1996 年には野生のものは 1 万トンにまで落ち込んでしまった。このことから養殖が試みられ、養殖は世界全体の生産量のうち約 5 千トンにまで達した。ア

ワビには多数の種があり、最も人気があるのは日本原産のエゾアワビである。需要はアジア、特に日本に集中している。

チリではチリ財団のもとで養殖が進められ、最初にカリフォルニア産の赤アワビの養殖が試みられた³⁷。生産は「タネ」、つまり受精卵の収集から始まり、幼生、稚貝となっていく。このプロセスは、貝が10センチまたは120グラムという市場向きの大きさになるまで、40ヶ月続く。幼生にエサを与えるプロセスは複雑で、特別なエサを作ることが必要で、さらに軟体動物の病気の研究者といった科学者の協力も要する。

1999年に初めて市場に出荷し、1キログラムあたり約30ドルのFOB価格で15トンの新鮮なアワビが販売された。当初、日本での販売業者を見つけるのに困難を伴ったが、解決されたようだ。2000年の生産量は50トンに達する予定で、現代の極低温技術を使用して冷凍して輸出される予定だ。2003年には150トン輸出し、個体あたりの利益も上がるよう目指している³⁸。最近では、シーフード・チリ社はプロジェクトの拡大に800万ドルを承認した。これは、2004年に更に販売を250トン増やすもので、2004年には約1200万ドルの輸出となるはずである。

結論

チリは、豊富な天然資源を誇る、小さくて開放された国である。チリは発展の過程で、少なくとも2つの貿易に関連する問題に直面している。

一つは、海外の農産物市場における歪みなど輸出市場での貿易規制である。こうした規制はチリ国内で保護へのロビー活動を引き起こす。これに関連し、今後採用可能性のある貿易規制についての政策分析の際には、チリ経済は小規模であってもチリは多くの輸出市場で重要な地位を占めており、海外の競合する産業にとって輸入は脅威になりうることを再認識しなければならない。例えば、チリは、アメリカへのワイン輸出が第2位、養殖サケの生産が世界第2位、銅輸出が第1位であり、この他にもブドウ（米国向け輸出で1位）やリンゴ（EU向け輸出で1位）やキウイなどの果物市場でも重要な地位を占めている。従って、チリの輸出に対する規制増加に直面する可能性がある。幸いなことに、政府は、今後採用可能性のある貿易規制を取り除くことに努める特別なユニットを海外事務所に創設するよう提案している。

もう一つは、天然資源に基づいた発展の道は存在しないという意見がある。本章では、天然資源が豊富なことと低開発には相関関係はありうるものの、その因果関係は、天然資源が豊富な国は保護主義に向かいやすく、天然資源輸出をベースとした発展をしにくいという政治制度によるものと主張してきた³⁹。また、天然資源に基づく産業は、現在の産業

³⁷ チリには *conchalepas* という野生のアワビがある。これは肉食性(よって養殖が難しい)で、乱獲の危機にさらされている。

³⁸ チリにはアワビの養殖に成功しているプロジェクトが少なくとももう一つあるが、あまり進んでいるものではない。

³⁹ Lane and Tornell(1995)の主張による。メレルは(筆者との会話で)、チリは天然資源が豊富であるにもかかわらず過去15年間安定して成長したので、チリはアウトライアーであると指摘した。

における輸出の伸びが限界に達した際に新しい輸出の源の見本になる可能性があることを示した。政策策定者は分析で用いるマクロデータからでは、こうした発展をみることができないかもしれないが、この論文で紹介した例は、チリの豊富な天然資源を用い、新しい産業を興すための新技術と組み合わせるといふ数多くのプロジェクトのほんの一部に過ぎない。

参考文献

- Fischer, R. (2001), "Introduction" in R. Fischer, editor, *Latin America and the Global Economy: Export Trade and the Threat of Protectionism*, Palgrave-Macmillan, London.
- Fischer, R and Meller, P. (2001), "Latin American trade regime reforms and perceptions," in R. Fischer, editor, *Latin America and the Global Economy: Export Trade and the Threat of Protectionism*, Macmillan, London.
- Hachette, D. (2000), "La reforma comercial," in F. Larraín and R. Vergara, editors, *La Transformación Económica de Chile*, pages 295-339, Centro de Estudios Públicos, Santiago de Chile.
- Lane, P. and Tornell, A. (1995), "Power concentration and growth," Technical Report 1720, Harvard Institute of Economic Research.
- Meller, P. (1996), *Un Siglo de Economía Política Chilena (1890-1990)*, Editorial Andrés Bello, Santiago.
- Meller, P. and Saéz, R. (1995), "Lecciones y desafíos futuros del auge exportador chileno," in P. Meller and R. Saéz, editors, *Auge exportador chileno. Acciones y desafíos futuros*, pages 11-41. Delmen, Santiago.
- Sachs, J. D. and Warner, A. M. (1995), "Natural resource abundance and economic growth," Technical Report 5398, National Bureau of Economic Research.
- The World Bank (2000), *Trade Blocs*, Oxford University Press, New York.

訳者備考：チリの主な輸出振興制度について

チリでは 1980 年代前半の経済の落ち込み以降、伝統産品（銅、硝石、魚粉など）に高度に依存する従来の輸出構造の改善を目的として一連の輸出振興策が設けられた。本文中に記述のあった非伝統産品輸出払戻金制度以外に、輸出産品の生産に使用される原料の輸入税免除制度、機械類の輸入関税優遇制度、付加価値税の回収などがある。以下、簡単に記す。なお、本備考は「2000 年版チリ投資ガイドブック」（日智商工会議所発行）を要約したものである。

(1) 非伝統産品輸出払戻金制度（reintegro simplificado）

1985 年制定。非伝統産品を輸出した際に、輸出品目に応じて輸出額の一定の割合が還付されるもの。1998 年まで還付割合は FOB の 3%、5%、10%であったが、WTO との整合性をとるため段階的に縮小しており、2005 年末をもって部分的に撤廃されることとなっている。対象産品、還付率やその条件は毎年経済省が定めている。輸出業者が所定の申請書に輸出証明を添付して財務局に直接提出すると、還付額相当の現地通貨建ての小切手が交付される。

(2) 輸出産品の生産に使用される原料の輸入税免除制度（reintegro originado）

1988 年制定。輸出業者は輸出産品の生産に直接的、間接的に使用した輸入原材料、部品、その他中間財の輸入関税の払戻しを申請できるもの。

(3) 機械類（資本財）の輸入関税優遇制度

1987 年制定。機械などの資本財輸入に対する関税（1999 年は 10%、2003 年には 6%にまで低下）の延べ払いを 7 年間まで認めるもの。

(4) 付加価値税の回収

1974 年制定。輸出産品に組み込まれた中間財の購入に伴って支払われた付加価値税を当該輸出企業が国内販売、輸出の比率に応じて回収するもの。

(5) その他

輸出産品の生産に使用される原材料、部品などを製品として再輸出されるまでの間保税される輸出民間保税倉庫制度（1986 年制定）、中小輸出業者が金融機関から借り入れる融資に必要な担保が不足しているときに保証申請できる非伝統産品輸出保証基金制度（1987 年制定）、倉庫証券を発行する指定倉庫（1988 年制定）などがある。